

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

1997年に制定された介護保険法に基づき、ケアプラン(介護サービス計画)作成等を行う専門職の公的資格です。

■ おもな就職先・仕事内容

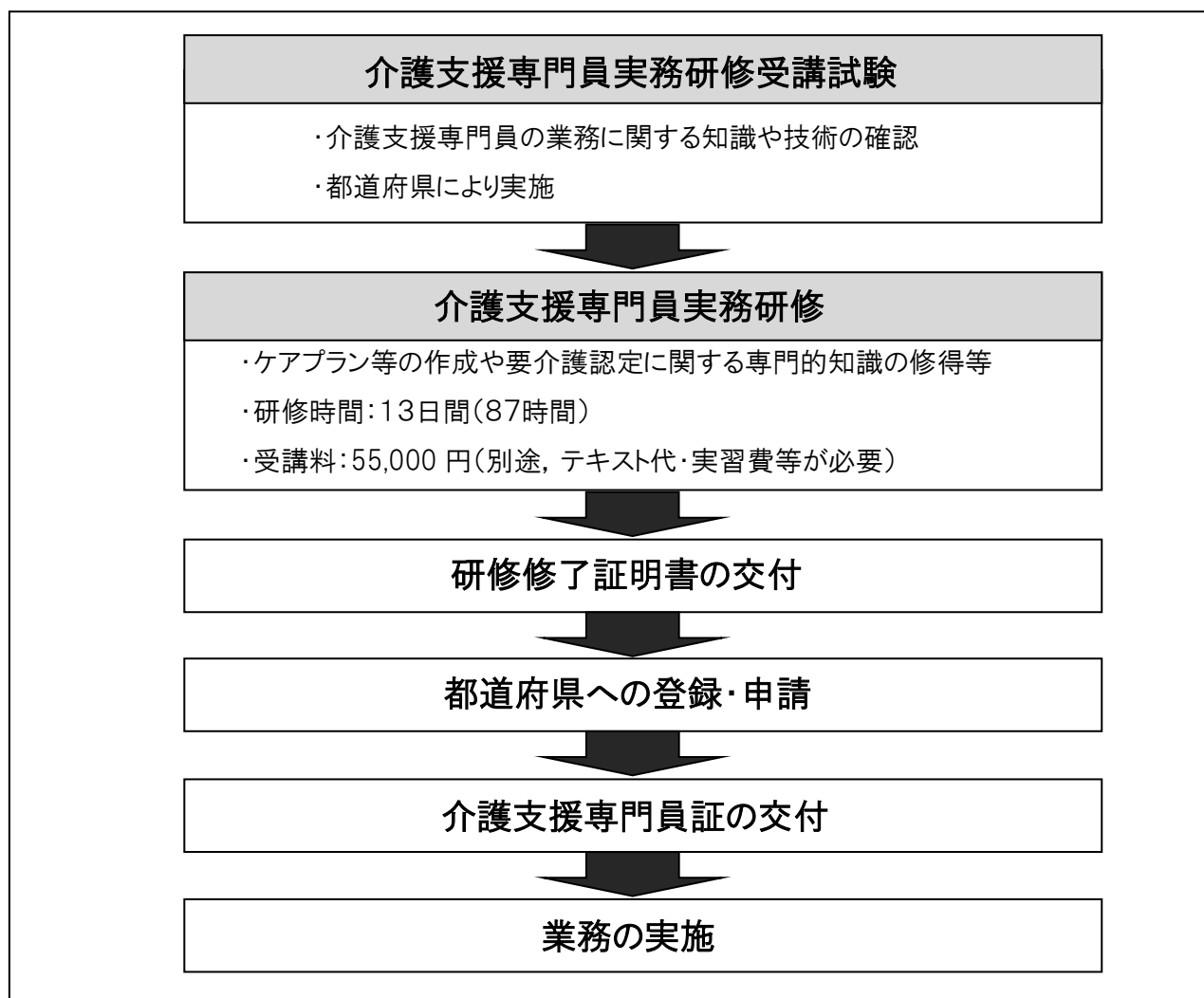
居宅介護支援事業所(ケアプラン作成機関)や介護保険施設(特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設, 療養病床等)においてケアプラン作成等を行い, 要介護(要支援)者が自立した日常生活を送ることができるように支援します。

■ 資格の取り方

「介護支援専門員実務研修受講試験」(都道府県知事などが実施)に合格したのち, 「介護支援専門員実務研修」を修了し, 都道府県への登録・申請を行うことが必要です。

※介護支援専門員として業務を行う場合は, 「介護支援専門員証」の交付が必要です。

■ 介護支援専門員として業務に就くまでの流れ



★ 2018(平成 30)年度より受験資格要件が変更になりました

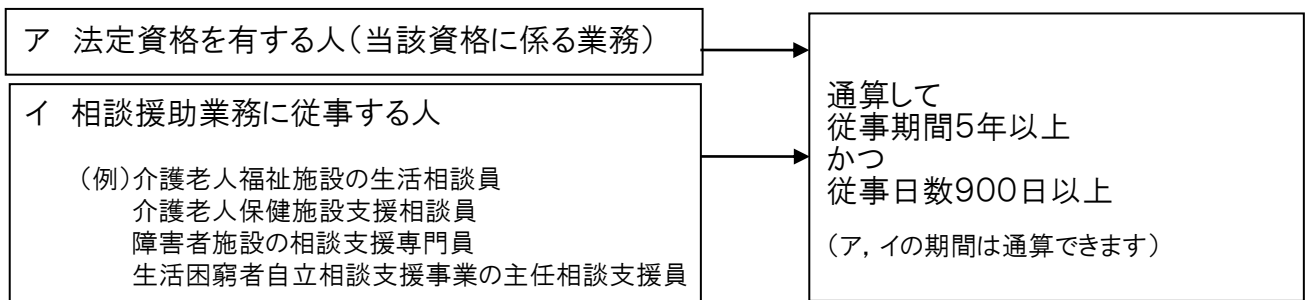
1. 受験地要件

(1) 受験申込書を提出する時点において、受験資格に該当する業務に従事している場合、その勤務地が広島県であること。

(2) 受験申込書を提出する時点において、受験資格に該当する業務に従事していない場合、住所地*が広島県であること。

※住所地とは、住民票所在地のことです。

2. 実務経験要件



※対象業務等の詳細については、平成30年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験「受験の手引」で確認してください。

■ 広島県の試験概要

【試験(出願)分野】 ※平成27年度の試験から、解答免除は廃止されました。

<介護支援分野>

介護保険制度の基礎知識, 要介護認定等の基礎知識, 居宅・施設サービス計画の基礎知識等

<保健医療福祉サービス分野>

保健医療サービスの知識等, 福祉サービスの知識等

【出題方式】 五肢複択方式

【筆記試験】 2018(平成30)年10月14日(日) 10:00~12:00(120分)

【試験結果】 2018(平成30)年12月4日(火)

～広島県の試験に関する問合せ先～

(社福)広島県社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験窓口(社会福祉研修センター)

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2

<試験案内用電話> (082)505-2070

広島県社会福祉人材育成センター

TEL 082-256-4848

平成30年8月現在